	中国総合通信局管内	平成32年６月30日まで	10W以下	陸上での使用に限る。
	四国総合通信局管内	平成32年６月30日まで	10W以下	陸上での使用に限る。
	九州総合通信局管内	平成32年６月30日まで	10W以下	陸上での使用に限る。
341.488MHzから341.512MHzまで	北海道総合通信局管内	平成32年６月30日まで	5.6W以下	陸上での使用に限る。 二周波方式によるこの周波数の範囲の使用は、357.988MHzから358.012MHzまでの周波数の範囲と対とする。
	中国総合通信局管内	平成32年６月30日まで	5.6W以下	陸上での使用に限る。 二周波方式によるこの周波数の範囲の使用は、357.988MHzから358.012MHzまでの周波数の範囲と対とする。
	四国総合通信局管内	平成32年６月30日まで	5.6W以下	陸上での使用に限る。 二周波方式によるこの周波数の範囲の使用は、357.988MHzから358.012MHzまでの周波数の範囲と対とする。
	九州総合通信局管内	平成32年６月30日まで	5.6W以下	陸上での使用に限る。 二周波方式によるこの周波数の範囲の使用は、357.988MHzから358.012MHzまでの周波数の範囲と対とする。
342.16875MHzから342.20225MHzまで	北海道総合通信局管内	平成32年６月30日まで	１W以下	陸上での使用に限る。 二周波方式によるこの周波数の範囲の使用は、358.66875MHzから358.70225MHzまでの周波数の範囲と対とする。 北海道久遠郡せたな町、奥尻郡奥尻町及び爾志郡乙部町の区域を除く。
	東北総合通信局管内	平成32年６月30日まで	１W以下	陸上での使用に限る。 二周波方式によるこの周波数の範囲の使用は、358.66875MHzから358.70225MHzまでの周波数の範囲と対とする。 青森県及び秋田県の区域を除く。
	近畿総合通信局管内	平成32年６月30日まで	１W以下	陸上での使用に限る。 二周波方式によるこの周波数の範囲の使用は、358.66875MHzから358.70225MHzまでの周波数の範囲と対とする。
	中国総合通信局管内	平成32年６月30日まで	１W以下	陸上での使用に限る。 二周波方式によるこの周波数の範囲の使用は、358.66875MHzから358.70225MHzまでの周波数の範囲と対とする。
	四国総合通信局管内	平成32年６月30日まで	１W以下	陸上での使用に限る。 二周波方式によるこの周波数の範囲の使用は、358.66875MHzから358.70225MHzまでの周波数の範囲と対とする。
	九州総合通信局管内	平成32年６月30日まで	１W以下	陸上での使用に限る。 二周波方式によるこの周波数の範囲の使用は、358.66875MHzから358.70225MHzまでの周波数の範囲と対とする。
357.988MHzから358.012MHzまで	北海道総合通信局管内	平成30年６月30日まで	5.6W以下	陸上での使用に限る。 二周波方式によるこの周波数の範囲の使用は、341.488MHzから341.512MHzまでの周波数の範囲と対とする。
	中国総合通信局管内	平成30年６月30日まで	5.6W以下	陸上での使用に限る。 二周波方式によるこの周波数の範囲の使用は、341.488MHzから341.512MHzまでの周波数の範囲と対とする。
	四国総合通信局管内	平成30年６月30日まで	5.6W以下	陸上での使用に限る。 二周波方式によるこの周波数の範囲の使用は、341.488MHzから341.512MHzまでの周波数の範囲と対とする。
	九州総合通信局管内	平成32年６月30日まで	5.6W以下	陸上での使用に限る。 二周波方式によるこの周波数の範囲の使用は、341.488MHzから341.512MHzまでの周波数の範囲と対とする。
358.66875MHzから358.70225MHzまで	北海道総合通信局管内	平成32年６月30日まで	１W以下	陸上での使用に限る。 二周波方式によるこの周波数の範囲の使用は、342.16875MHzから342.20225MHzまでの周波数の範囲と対とする。 北海道久遠郡せたな町、奥尻郡奥尻町及び爾志郡乙部町の区域を除く。
	東北総合通信局管内	平成32年６月30日まで	１W以下	陸上での使用に限る。 二周波方式によるこの周波数の範囲の使用は、342.16875MHzから342.20225MHzまでの周波数の範囲と対とする。 青森県及び秋田県の区域を除く。
	近畿総合通信局管内	平成32年６月30日まで	１W以下	陸上での使用に限る。 二周波方式によるこの周波数の範囲の使用は、342.16875MHzから342.20225MHzまでの周波数の範囲と対とする。
	中国総合通信局管内	平成32年６月30日まで	１W以下	陸上での使用に限る。 二周波方式によるこの周波数の範囲の使用は、342.16875MHzから342.20225MHzまでの周波数の範囲と対とする。
	四国総合通信局管内	平成32年６月30日まで	１W以下	陸上での使用に限る。 二周波方式によるこの周波数の範囲の使用は、342.16875MHzから342.20225MHzまでの周波数の範囲と対とする。
	九州総合通信局管内	平成32年６月30日まで	１W以下	陸上での使用に限る。 二周波方式によるこの周波数の範囲の使用は、342.16875MHzから342.20225MHzまでの周波数の範囲と対とする。